

## 協賛・後援・協力事業 募集要項

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団は、男女共同参画社会の実現をめざして行う多様な活動を応援するため、指定管理事業として「協賛」「後援」「協力」します。

### 1. 対象事業

男女共同参画社会づくりを目的として市民団体、グループ、NPO、フリーランス等の個人、企業、教育機関、行政関連機関等（以下、団体等という）が主催する講座・講演会、シンポジウム、調査報告会、写真・映像・発行物などの制作または展示発表、演劇上演、交流活動などの事業で、次のすべての要件を満たす事業です。

- 1) 男女共同参画推進の主旨にそったものであること。
- 2) 事業の成果が、広く地域社会に還元されるものであること。
- 3) 広く市民に参加を呼びかける開かれたものであること。
- 4) 確実に実施できる事業であること。
- 5) 原則として、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷで行うこと。
- 6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としたり、政治的立場を明確に打ち出す内容でないこと。
- 7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者の教化育成をすることを主たる目的とする内容でないこと。
- 8) 営利を目的としない内容であること。主催団体及びその所属員の活動維持管理経費を含む収益を見込まない事業であること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、支援対象として適当でないと判断される内容でないこと。

### 2. 応募資格

以下の要件をすべて備える団体等です。

- 1) 団体または構成員の活動実績や活動状況が明らかであり、今後も市内で男女共同参画社会の実現をめざす活動の充実が期待できること。
- 2) 特定の政党やこれに類する政治団体、および宗教活動や営利活動を主な目的とする団体でないこと。

### 3. 応援内容

#### <協賛>

- 1) 「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団協賛」名義をご使用いただけます。
- 2) 開催日当日の事業実施に必要な貸室と附属設備を無料で提供します。
- 3) 催しに付帯する一時保育について支援します。
- 4) ちらしを市内公共施設に配布するなど、事前の広報活動をお手伝いします。

#### <後援>

- 1) 「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団後援」名義をご使用いただけます。
- 2) 展示形式の事業の場合は、多目的コーナー等のフリースペースをご使用いただけます。
- 3) ちらしを市内公共施設に配布するなど、事前の広報活動をお手伝いします。

#### 〈協力〉

- 1) 「一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団協力」名義をご使用いただけます。
- 2) 展示形式の事業の場合は、多目的コーナー等のフリースペースをご使用いただけます。
- 3) ちらしをすてっぷ内で配布するなど、事前の広報活動をお手伝いします。

#### 4. 申込方法

##### 1) 募集要項・申込書の配付

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団へ直接取りに来られるか、お問合せください。  
もしくは、ホームページからダウンロードすることもできます。 <http://www.toyonaka-step.jp/>  
事前相談を希望する場合は、あらかじめ電話予約のうえご来館ください。

##### 2) 申込み

「協賛・後援・協力申込書」に必要事項を記入して、持参するか郵送してください。

##### 3) 申込書の受付

事業実施予定日の属する年度初め（4月1日）から事業実施予定日の3カ月前までの間に、財団宛に提出ください。ただし、財団が特に認める場合はこの限りではありません。

#### 5. 採否の決定

##### 1) 決定方法

採否及び協賛・後援・協力の区分については、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団で協議し、決定します。協賛申込みの場合であっても、その事業内容において男女共同参画の視点や啓発力、問題提起性、課題解決に向けての発展性、地域への還元性等に着目して総合的に判断し、後援・協力事業となる場合があります。

##### 2) 結果通知

申込受付後2週間前後を目途に、代表者に結果をご連絡します。連絡は、原則として文書で行います。

#### 6. 実施調整

事業実施にあたっては、以下のことを一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団と十分に調整のうえ、主催団体が責任を持って運営し、主体的に広報PRを行ってください。

##### 1) 協賛における会場等の提供

承認後の可能な限り早い時期に、使用を希望する日時と部屋・附属設備等を一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団と調整してください。

すてっぷホールは、使用する月の6カ月前の第1日曜日から貸室申込受付が始まります。  
(その他の部屋は、使用する月の3カ月前の第1日曜日から)  
ご希望の部屋等が使えないこともありますので、ご注意ください。

## 2) 協賛における一時保育

一時保育者の手配及び当日運営に関しては、主催団体に代わって、一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団が行います。また、一時保育料は財団に帰属し、保育謝礼については財団が負担します。

## 3) 協賛・後援・協力における広報活動のお手伝い

事前広報用のちらし・ポスターなどには、必ず以下のいずれか該当の記載をしてください。

「協賛 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団」

「後援 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団」

「協力 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団」

また、印刷前に必ず当財団に原稿を提出いただき、内容確認を受けてください。

協賛における市内公共施設への配布は、時期・枚数（基本は 1000 枚）などを一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団と調整してください。

協賛・後援・協力事業である旨の記載がない場合は、市内公共施設に配布できないなど、広報活動に支障が生じますのでご注意ください。

## 7. 実施条件

協賛・後援・協力のいずれも、承認する際には以下の条件がつきますので、あらかじめご了解ください。

- 1) 事業は申込時に提出された計画にもとづき実施するものとし、やむを得ずこれを変更する場合は、あらかじめ変更承認を得ること。
- 2) 協賛・後援・協力名義を印刷したすべての印刷物を提出すること。
- 3) 事業に付帯する展示や物販（営利を目的としないもの）を予定している場合は、「協賛・後援・協力申込書」に明記すること。
- 4) 事業実施によって生じた事故、災害、その他のトラブルについては、すべて主催団体の責任において処理すること。
- 5) 事業の準備段階から実施当日に至るまで、主催団体による自主的な運営を行うこと。
- 6) 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団の協賛・後援・協力を受けていることを寄附、援助、参加等の強要に利用しないこと。
- 7) 事業内容や主催団体等について、承認の要件を満たさないことが判明した場合には、財団は承認を取り消すことがある。
- 8) 事業の実施状況について、担当職員が実際に調査することがある。
- 9) 事業終了日から1カ月以内に、「協賛・後援・協力事業実施報告書」及び当日の配布資料を提出すること。
- 10) 事業実施時には、財団事業の広報などに協力すること。

## 8. 申込み・問合せ先

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 事業グループ 講座担当

〒560-0026 大阪府豊中市玉井町1-1-1-501

電話 06-6844-9773

<水曜休館>

改定2023.9